

一般社団法人日本脊椎脊髄病学会
平成 24 年度第 1 回定款等検討委員会

議事録

日時：平成 24 年 10 月 26 日(金)18:00-20:00

会場：名古屋国際会議場「435」

出席者：徳橋泰明(担当理事)、星地亜都司(委員長)、坂根正孝、富士武志、
三原久範、村田泰章

欠席： 島田洋一、市村正一、高橋和久

1. 委員会設置規程について

理事会で決定した以下の委員会委員任期について、委員会設置規程 第 6 条に条文を追加するか検討する。

(1) 学術集会プログラム検討委員会

“学会長が委員になる場合の任期：次々期会長選出の翌日から 4 年後の次々期会長選出日まで”
を追記するかどうか：個別の委員会の独自性までを規程には記載しないことにする。

(2) 大正富山アワード選考委員会： 委員名非公開の委員会でもあり、特定の社名もついているため、規程には記載しないこととする。

(3) JSR 編集委員会

参加団体代表委員の任期： 個別の委員会の独自性までを規程には記載しないことにする。

2. 評議員選出規程

前回の評議員選出において、規程が遵守されていなかった。現実に即した改定が必要である。第 5 条
⑤ “最近 10 年” “英文論文(国際誌 3 編以上、筆頭著者)”の記載変更につき、理事会での議題とする。“高度な臨床経験を有する者である場合には、和文論文 10 編以上をもって代えることができる”を削除するかどうか、同様。

3. 評議員運営規則

第 2 条の委任状について： 過去に委任状を必要とするような決議事項の前例もなく、改定の必要性を認めず。

4. 利益相反

日整会が試行を開始したので、試行期間ののちに日整会が、最終案を確定したら、それに準じたものを当学会でも作成する予定とする。その場合に、別途の専門委員会設置が必要である、という意見が出た。

5. 旅費に関する内規

宿泊費領収書を学会終了後 1 か月以内に送付しないと宿泊費が支給されないこと、最高 1 泊 18000

円であることを確認。

交通費と宿泊費が一連となっている支払い形態については、領収書を提出して実費を支払う。ただし、事務局で計算した交通費に1泊につき18,000円を加えた額までとする。

この旅費規程の追加については、理事会でも承認されました。

6. 次回委員会

沖縄での学会期間中に開催する。